下吉和
土砂災害ハザードマップ

廿日市市
令和2年3月作成

■このマップの表示範囲

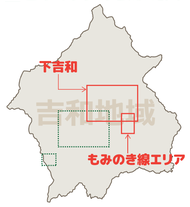

■マップの注意事項

※このハザードマップは**大雨による土砂災害**を想定し、土砂災害警戒区域や避難場所等を表示しています。
※マップ上の「災害注意箇所」は地域の方と話し合いを重ねて掲載しています。
※避難行動は**「警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）」**発令時を基本としてください。

■マップに関するお問い合わせ先

廿日市市 総務部 危機管理課	吉和支所 地域づくりグループ
電話：0829-30-9102	電話：0829-77-2112

■避難情報ととるべき行動

高 危険度 低

	避難情報（市が発令）	とるべき行動
警戒レベル5	災害発生情報	既に災害が発生しています。命を守るための最善の行動をとりましょう。
警戒レベル4	避難指示（緊急） 避難勧告	速やかに避難しましょう。避難先までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は避難の準備を整えましょう。
	気象情報（気象庁が発表）	
警戒レベル2	大雨注意報 洪水注意報	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。
警戒レベル1	早期注意情報 （警報級の可能性）	今後、大雨警報などが発表される可能性があります。災害への心構えを高めましょう。

※避難指示（緊急）は必ず発令されるものではありません

■ハザードマップの使い方

STEP 1 自宅を見つけよう！
地図上で自宅を見つけ、自宅周辺のリスクを確認します。

STEP 2 避難先を考えよう！
避難場所の開設基準を確認し、安全な避難先を考えます。

STEP 3 避難方法を考えよう！
避難先までの移動手段、避難経路などを考えます。

指定緊急避難場所等の凡例と注意事項

指定緊急避難場所（土砂災害時に開設する）	指定避難所
指定緊急避難場所（土砂災害時に開設しない）	

●**指定緊急避難場所**とは、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所です。
●**指定避難所**とは、災害により自宅に戻ることができない場合などにおいて、一定期間避難生活を送る施設です。

避難情報が発令されたら…　吉和市民センターから開設されます

※指定緊急避難場所などの開設は市民センターから行い、災害の規模に応じ小中学校などを開設していきます。
※指定緊急避難場所・指定避難所は災害の種別ごとに指定しています。各避難所の詳しい情報は、廿日市市ホームページをご確認ください。
※自主防災組織や町内会などで市民センター以外の施設を避難所として自主的に開設することもできます。
※集会所などを自主的に開設した場合は、吉和支所までご連絡ください。

⚠ 緊急の場合はマップ上の指定緊急避難場所などにとらわれず近くの安全な場所に避難してください。

はつかいちし安全・安心メール配信サービス

登録された携帯電話やパソコンに災害情報などをメール配信するサービスです。**緊急速報メールなどよりも詳細な情報**が届きますので事前に登録をしておいてください。

登録用アドレス　bousai.hatsukaichi-city@raiden.ktaiwork.jp

QRコード読み取り機能搭載の携帯電話・スマートフォンの場合は、左のQRコードを読み取り、表示内容に従って件名を確認し、メールを送信してください。

マーク等の凡例

支　所	公共施設	屋外無線
防災倉庫	消防車庫	雨量観測所
駐在所	要配慮者利用施設	
砂防堰堤	治山堰堤	ヘリポート

●**砂防堰堤**とは、土石流などの土砂を受け止めることで、被害の軽減を図ることを目的とした施設です。
●**治山堰堤**とは、森林の崩壊を防止するなど、山の維持・造成を図ることを目的とした施設です。

土砂災害の凡例

地図上の凡例	がけ崩れ	土石流	地すべり
	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域

定義
●土砂災害特別警戒区域：建物が破壊され、人命に大きな被害が生ずるおそれがある区域
●土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域

■区域指定の基準

⚠ 災害危険箇所は、避難を中心とした防災対策を進めるためのものであり、災害や被害の発生範囲を決定するものではありません。区域内外に関わらず、早めの避難を心がけてください。
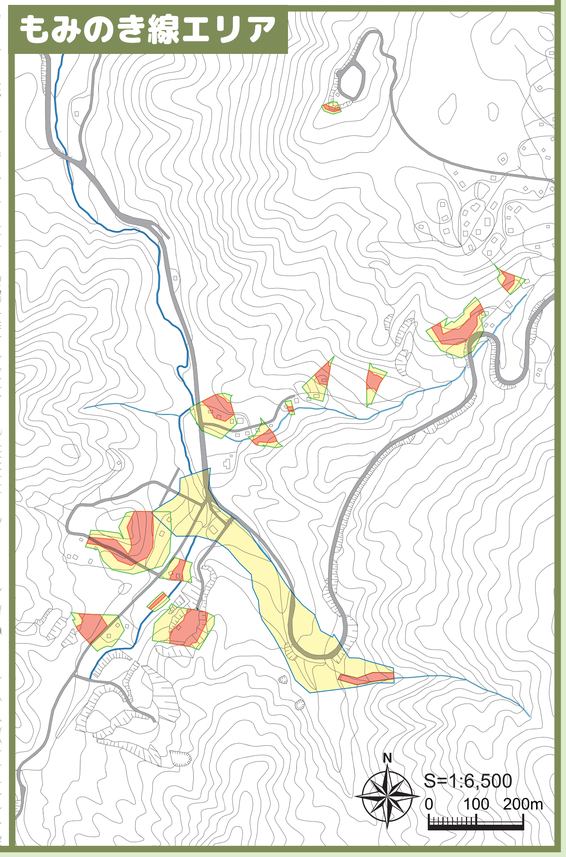
もみのき線エリア